

議 案 第 78 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

一般職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を制定するものである。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改め、同条第4項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。